# 平成29年第9回教育委員会定例会

平成29年第9回教育委員会が平成29年8月18日午前9時30分に招集された。 出席委員、議事の大要は次のとおり。

1 日 時 平成29年8月18日(金)午前9時30分から

2 場 所 中清戸地域市民センター 第1会議室

3 付議案件 別紙議事日程のとおり

4 出席委員 坂田 篤 (教育長)

宮川保之 (教育長職務代理者)

植松紀子 (委員)

粕谷 衛 (委員)

兵頭 扶美枝 (委員)

5 出席説明者 石川智裕 (教育部長)

長 井 満 敏 (教育部参事)

粕 谷 勝 (教育総務課長)

原口和之 (生涯学習スポーツ課長)

伊藤高博 (図書館長)

福泉宏介 (統括指導主事)

井上真登 (指導主事)

西山智 (指導主事)

原川 健一郎 (指導主事)

佐 藤 強 (清瀬市立小学校使用教科用図書調査委員会委員

長(芝山小学校長))

富 永 大 優 (特別支援学級使用教科用図書調査委員会委員長

第七小学校校長)

6 書 記 小林真吾(教育総務課庶務係長)

大津雄平

## 平成29年第9回清瀬市教育委員会議事日程

平成 29 年 8 月 18 日午 前 9 時 30 分

日住第1 云峨邺石石安县7711石(阳石安县)	日程第1	会議録署名委員の指名(粕谷委員)	
-------------------------	------	------------------	--

日程第2 議案第15号 清瀬市立小学校教科用図書(道徳科)の採択について

日程第3 議案第16号 清瀬市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採 択について

日程第4 教育長報告

日程第5 教育委員報告

日程第6 議案第17号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執 行の状況の点検及び評価について

日程第7 議案第18号 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の廃止について

日程第8 その他 今後の日程について

### 議事の日程並びに議事の大要並びに議決事項

# 開会

坂田教育長が開会を宣言。

## 日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が粕谷委員を指名。

## 日程第2 議案第15号 清瀬市立小学校教科用図書(道徳科)の採択について

### (石川教育部長)

「議案第 15 号 平成 30 年度清瀬市立小学校使用教科用図書の採択について」でございますが、この提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条第一項第六号の規定に基づき、小学校で使用する教科用図書について採択していただく必要があるため提出するものです。御審議の程よろしくお願いいたします。

## (長井教育部参事)

基本的な考え方、経過について、御説明します。

今回採択する小学校で使用する教科用図書については、平成27年3月に文部科学省から公布された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」に基づき、道徳の時間が「特別の教科 道徳」となり教科化されたこと、また、本省令が平成30年4月1日から施行されることに伴い、平成30年度から平成31年度まで道徳科の授業で使われるものでございます。

教科用図書は、文部科学大臣の検定を受けたものです。それらの各教科用図書に対し、本市では平成30年度清瀬市立小学校使用教科用図書調査委員会において等しく調査・研究が行われ、調査報告書が作成されました。

後ほど、教科用図書調査委員会委員長から経過について報告していただきますが、 ぜひ清瀬の子供たちが心から親しむとともに、考え議論する道徳の推進に資する、清 瀬の子供たちにふさわしい教科用図書を採択していただきますよう、よろしくお願いい たします。

それでは、調査の詳細について説明いたします。

平成 30 年度使用教科用図書の採択に関する事務の経過につきましては、清瀬市立小学校教科用図書採択要綱に基づき実施いたしました。

まず、調査委員として市立小学校長2名と市立小学校の保護者2名に委嘱を行い、 5月9日に第1回の調査委員会を開催し調査内容の確認を行いました。 次に、5月12日に市内小学校各校1名の道徳教育担当教員と担当校長からなる調査部会の第1回を行い、調査・研究の実施について確認をしました。

その後、5月19日から6月21日にかけて全小学校に教科用図書研究会を設置し、 教科書見本本を回覧しながら調査・研究を実施し、その結果が調査部会に報告されま した。

6月30日の第2回調査部会では、各校における調査研究結果を参考にしながら、 改めて調査研究を行い、その結果が調査委員会に報告されました。

調査委員会では、7月10日に行われた第2回調査委員会において、部会からの報告を参考に調査・研究を行い、8月16日に調査委員会委員長から教育長に提出されました。

並行して、6月16日から教科用図書見本本を中央図書館及び竹丘図書館に展示を し、期間を7月14日まで延長して広く市民の意見を求めました。その結果については、 内容を取りまとめ、教育長に報告の後、教育委員にお送りして、見ていただいていると ころです。

教科用図書の調査については、次の 6 つの観点について行いました。「内容の選択」、「構成・分量」、「表記・表現」、「使用上の便宜」、「人権」、「その他」でございます。

本日は、既に御覧いただいています教科用図書、教科用図書調査委員会からの調査報告書、編修趣意書等を参考に、平成30年度使用教科用図書について採択をお願いします。

### (佐藤委員長)

それでは、調査報告書について御説明いたします。

お手元の資料「平成30年度清瀬市立小学校教科用図書採択に関する調査報告書」 を御覧ください。教育長に提出した本報告書は、今回採択を行う小学校「特別の教科 道徳」の教科用図書について、検定を経た全8者の教科用図書の調査・研究結果を まとめたものです。

調査については、「内容の選択」、「構成・分量」、「表記・表現」、「使用上の便宜」、「人権」及び「その他」の6つの観点で行いました。

教科用図書調査委員会は、学習指導要領改訂により設置された「特別の教科 道徳」の目標を踏まえ、その趣旨である「考え、議論する」ことを通して、本市の児童に「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことに資するもの、そして、清瀬市教育総合計画マスタープラン基本構想及び本市の児童の実態を踏まえて、調査・研究を行いました。

この場では、特に今回の改訂の趣旨である「考え、議論する道徳」の展開を行うための構成について御説明します。

道徳科の 4 つの柱である「自分自身に関すること」、「人とのかかわりに関すること」 「集団や社会とのかかわりに関すること」、「生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」については、全ての教科書で文言やマーク、色分けなど様々な方法で、その教材が何に関わるものかが分かるようになっています。

次に、その教材の具体的な内容項目等については、学研以外の7者で教材のタイトルの横に文章で示されています。さらに、東京書籍の第1・2学年、教育出版、光村図書の第2学年以上、日本文教出版、光文書院については、教材の内容に入る前に、導入の発問が示されています。

主発問については、学校図書以外の7発行者は教材の文末に示されています。学校図書は「読みもの」とは別冊の「活動」に主発問とその記録を書くような構成になっています。学校図書の他、日本文教出版と廣済堂あかつきは別冊として「道徳ノート」に考えたことを書き込んでいけるようになっています。具体的な構成については、お手元の報告書を御覧ください。

以上でございます。

## (兵頭委員)

「考え、議論する道徳」を踏まえて各発行者の特徴についての説明があったが、具体的にはどのような点を踏まえて調査を行ったのか。

#### (佐藤委員長)

清瀬市教育総合計画マスタープランと「特別の教科 道徳」の内容項目を照らし合わせ、A「個性の尊重」、B「相互理解・寛容」、C「公正・公平・社会正義」「勤労、公共の精神」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」「国際理解、国際親善」そしてD「生命の尊さ」「自然愛護」といった観点で各発行者の掲載している教材や配列・構成について調査・研究しました。その結果が先ほどの報告となります。

#### (植松委員)

今回の道徳で「いじめ」についての教材が各発行者でどのように扱われているか。 清瀬市教育総合計画マスタープランでもこのことについては触れていると思います が。

## (佐藤委員長)

マスタープランの中では、方向性8「豊かな心と撓やかで強かな心の育成」において、「自他を尊重できる豊かな心と困難に直面してもくじけない心の強さ」を育成することが必要としています。このことに関わり、「いじめ」に関する各発行者の具体的な扱いにつ

いて御紹介します。

「東京書籍」、全学年に「いじめのない世界へ」として、2つの教材を組み合わせたユニット形式にして取り上げています。

「学校図書」、「公正・公平・社会正義」、「生命の尊重」、「自由と責任」等様々な道徳的価値において「いじめ」に向き合う教材が掲載されています。

「教育出版」、児童を取り巻く様々な社会的・教育的課題を多く取り上げ、自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うようになっています。

「光村図書」、各学年の発達段階に応じて、「いじめ問題」に結び付く教材とコラムを「ユニット」として扱うようになっています。

「日本文教出版」、最も重要なテーマとして多角的・多面的に考えられるよう複数の 教材が用意され、重点化が図られています。また、「心のベンチ」というコラムも用意さ れています。

「光文書院」、各内容項目の教材において、直接的・間接的にいじめについて児童 自身の問題としてとらえられるような教材が選定されています。

「学研」、いじめ防止対策推進法の観点を取り入れ、「いのちの教育」を最重点テーマとし、2 学年ごとに重点テーマを設定して教材を配置しています。

「廣済堂あかつき」、現代的な課題の一つとして、各学年に複数の道徳的価値の教材が配置されています。

以上です。

#### (宮川教育長職務代理者)

先ほど、「考え、議論する道徳」の授業の展開についての説明があったが、「考え、 議論する」ことは、児童が自らを見つめ直し、考え、深め、実践につなげるための手段 であると思うが、このことについては、どのように調査をされているか。

### (佐藤委員長)

本市の小学生が使用することを踏まえて、内容や構成の系統性、発問の構成や教材の充実等、各発行者の「考え、議論する道徳」の推進を図るための工夫が浮かび上がるように重点的に調査するよう求めました。

#### (坂田教育長)

小学校使用教科用図書に関わる調査報告についての質疑は、以上をもって終了とします。佐藤委員長はここでお引き取りいただきます。説明ありがとうございます。

#### (佐藤委員長 退席)

## (坂田教育長)

採択に向けた話し合いの進め方及び採択の内容、道徳教育その他なんでも結構で すので、冒頭にお考えがございましたらこの場で、ご発言をお願いいたします。

## (兵頭委員)

道徳の授業自体は今までもなされてきていおり、指導工夫できる教員もいる。そのような中、議論する道徳を展開するには、教材の持つ力は大きいと思う。これまで道徳の授業で使われていた価値のある教材もあるし、今回の教科化にあたって、新しい教材も各社で取り入れられているので、その辺のバランスも考えていければよいと思う。

## (坂田教育長)

これより、審議を行いますが、その前に、傍聴者も多数いることから、本市の教科書 採択にかかわる基本的な考え方を説明します。

教科書採択は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条において、教育委員会の職務権限として規定された法的行為でございます。このたびは、次年度から小学校において完全実施される「特別の教科道徳」の教科用図書について法に基づき採択していただきます。

それぞれの委員においては本日に至るまで、検定を通過した8社、48冊の教科書について十分研究いただいた思とうが、我々は本市5,600人の子供たちの教育をつかさどる最高意思決定機関として、それぞれの知見と研究成果を基にしっかりと議論し、本市の子供たちに最も適した教科書を採択する責任があります。当然のこととはいえ、まずはこのことをしっかりと再確認させていただきたます。

今回の道徳教科書の採択は、平成27年3月に一部改正された学習指導要領に基づき「特別の教科」として道徳が教科化されたために行われるものであり、教科化に至った背景の一つに、毎年のように起きるいじめによる自死事件が挙げられます。

いじめは紛れもなく人権侵害であり、時として人から生きる権利すら奪います。無論、この責任は学校教育だけにあるのではありません。いじめは貧困などの「経済的要因」や、家庭や地域の教育力の低下など「環境的要因」、社会的課題が複雑に絡み合って起こる場合が多く、社会全体で子供を見守り、育むこと以外に根本的な解決には至らないと思います。しかし、それでも子供たちの健全な成長を責務とする学校教育の果たすべき役割は非常に大きいです。

中でも道徳教育は、人格の基盤を育てる営みであって、人が人として生きていくうえで欠かすことができない「生命尊重」を根幹に、ルールやマナー規範意識、思いやりの心、自然に対する畏敬の念などを育む重要な場であると理解しています。

しかし、これまでの道徳教育には少なからず課題がありました。その一つが道徳の時間の取り扱いです。

現行の学習指導要領では「道徳の時間」は教科としての位置づけになっていません。 そのため、以下の4点の課題がございました。

- 1点目、各教科に比べて軽視されがちである。
- 2点目、各学校が購入する副読本が主たる教材となり、教科書の使用が義務付けられていないことから、指導の格差が大きく、指導法の共有も進めにくい。
- 3 点目、登場人物の心情理解など、あたかも国語の読解のような指導が行われる傾向にある。
- 4 点目、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。

教科化することで、教員が真正面から道徳授業に向き合うことになり、指導の充実を図ることができます。また市内で共通の教科書を使うことから、指導方法の工夫や習得の共有化を図ることができます。今後、教員養成やカリキュラムなどに議論が発展することで、道徳教育の活性化を図ることができる、等の効果が期待できます。

しかし如何に教科化されようとも、授業が変わらなければ道徳の狙いは達成されません。さすがに過去私たちが経験してきたような教科書を読んで感想を書かせて終わりといった授業はもはやほとんど見られなくはなりましたが、現在も少なからず見られる「こうあるべきだ」といった「べき論」に終始してしまったり、「価値の押し付け」になってしまったりする授業では子供たちの真の成長は望めません。

道徳は「人としていかに生きるか」「自分はどう生きるか」を学ぶ場であり、道徳の授業には正解があるわけなく、また様な解がある。子供たちに「べき論」を述べさせる場ではありません。道徳的価値に気づき、自分を含めた人間の弱さや強さを知り、時にじっくりと自己内省をし、また時にクラスで議論しあいながら悩み、葛藤しつつ、考えを深め、行動に移す力を育んでいくことが道徳授業の最大の狙いです。このことを次期学習指導要領では「考え・議論する道徳授業」と呼んでいます。「考え、議論する道徳授業」が展開されなければ、教科化の意味はほとんどないといっても過言ではないと考えております。

私たち教育委員は自らの職責にしたがって、清瀬の子供たちの実態に合い、なおかつ「考え・議論する道徳授業」が具現化しやすい教科書を責任もって採択していきます。だからこそ、学校、そして一人一人の教師は採択された教科書を活用して、考え、議論する道徳授業の研究・実践を深めていただきたいと願っています。また教育委員会事務局は惜しむことなく学校を支援いただきたい。それぞれが責任を果たしあった時こそ、子供たちの健全育成が図られるものと信じて疑っておりません。

これより、審議を行いますが、その前に、中央図書館と竹丘図書館で行った教科書展示における市民からのアンケート結果について報告します。

今回の教科書展示では、合計 39 通の御意見をいただきました。その中で多かった のが、「価値観の押しつけではなく、子供たちに自分を見つめさせ、考えさせるものを、 子供たちの心に届くものを」ということと、「現場の先生の意見を聞いてほしい」といった 意見でした。

それでは、審議を始めます。報告書を基に、8 者の特徴・特色について整理していきます。

今回の「特別の教科 道徳」の設置の趣旨を踏まえ、どの教科書もいじめ問題や情報モラルについて考えたり、発達段階に応じて重点的に取り扱う教材の充実が図られたりしているようですが、報告書をみるとそれ以外に各発行者の特色があるようです。

考え、議論する道徳の授業については、先ほど佐藤委員長から報告がありましたが、 このあたりについて御意見を伺います。

#### (兵頭委員)

「考え、議論する道徳」を展開するには、児童が親しみやすく、主体的に考えることのできる教材が不可欠である。扱っている教材からみると、東京書籍、学校図書、日本文教出版はオーソドックスなものが多いと思う。

### (宮川教育長職務代理者)

オーソドックスな教材のほうが、教師は教えやすいと思う。教科化に伴って道徳授業の工夫・改善を図るに当たり、慣れた教材のほうが扱いやすいのではないか。

## (坂田教育長)

別冊が付いている教科書会社が日本文教出版、学校図書、廣済堂あかつき3者ある。教科書の中に書きこむのはどうかと思うが、こうしたものがあると書きこんだものが散逸せずに済むのはよいと思う。また、教員が評価を行う際にも児童の心の変容を捉えやすくなるという利点がある。

## (兵頭委員)

そういう利点もあるが、別冊にノートがついていると、教員はどうしてもノートを使うことを優先してしまい、考える内容が限定されてしまう心配がある。

#### (宮川教育長職務代理者)

学校教育法では、主たる教材として教科用図書の使用が義務付けられているが、 学習指導要領には、児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材 の活用に努めることとも書かれている。「清瀬の道徳」と合わせて使ったり、ワークシート をノートとは別に作成して使用したりすることも可能ではないか。

#### (坂田教育長)

指導する教員の力量にもよるのではないかと思う。力量のある教員であれば、自分でワークシートを作るであろうし、そうでない教員はノートを活用して進めることができる。 そう考えると、ノートがあれば最低限の指導内容については担保できる良さはあると思う。

また、教科書の中に書き込みをするようになっているものがあるが、教科書の中に書き込みをするというのは、どうも抵抗がある。

## (兵頭委員)

他の教科のように、指導を工夫できる教員は教材研究をして、児童の実態を考えながら主発問以外の発問をいくつか段階を追って設定し、授業をつくっていく。そのためには、あまりノートの発問に縛られない方がよいのではないかと思う。教師や児童の発想が生かされる余地が必要だ。

#### (植松委員)

発問については、先ほど佐藤委員長がお話されていたが、どのような形であれ全発 行者がそれぞれの教材の終わりに発問を 2、3 問掲載している。ノートのあるなしという よりは、それを使う教員がどう授業を構成するか、という方が大事なのではないか。

## (坂田教育長)

次に、別冊のノートのあるなしではなく、教科書そのものの構成で見ていきたい。

日本文教出版の 4 年生の教科書には、コラム「心のベンチ」に「清瀬の自然を守る会」のキンランの保護のための活動の写真が載っている。こうした形で清瀬市が紹介されているものがあると、地域を愛する心を育てるのによいと思う。他にも、複数の発行者にコラムなどの読み物教材以外の資料的なものがある。他教科等との関連を図りながら指導することができるのではないか。

#### (粕谷委員)

学校図書は「読みもの」と「活動」に分かれていて、「読みもの」の方には発問も何も書かれていない。逆に、「活動」にはコラム的なものが掲載され、これだけ単独で授業を行うこともできるようになっている。こういったものは、家庭での道徳教育の推進にも使えると思うが、学校でどのように管理するのか。子供たちは、なくしたりしないか。

#### (坂田教育長)

現在は、普段学校で使用している間は学校に置いておいて、長期休業期間に持ち帰って家庭で活用したりするのではないかと思う。ただ、あまり大きいと読むのに持つのが大変になるかもしれない。

## (植松委員)

管理という意味では、光文書院と学研は教科書が大きい。あまり大きいと、特に低学年には持ち運びに負担になったりしないのか気になる。

## (粕谷委員)

学研と光文書院はA4と大きいが、低学年の児童が持って読むには大きすぎる。また、高学年も一行の文字数が多くて文字の間隔が狭い。読みやすさとしては2段組みにしていたりしているものの方が、児童には読みやすいのではないか。

また、低学年の児童は視覚から情報を得ることを考えると、イラストや挿絵はしっかりとしたものが良いと思う。派手だと合わないし、古めかしい絵には興味を持たない。イラストについては、例えば同じ「青の洞門」や「かぼちゃのつる」「はしのうえのおおかみ」などを見比べると、日本文教出版の挿絵が一番落ち着いていて、文章と合っている感じがする。他にも東京書籍や光村図書の挿絵は良い。

### (植松委員)

光文書院は、色使いとかは悪くないと思うが、読み物資料において同じ 1 ページの中に縦書きの本文と横書きの発問が混在していて、読みづらい。

#### (宮川教育長職務代理者)

文章そのものという点では、光村図書は国語の教科書を出版しているだけあって、 文章が読みやすいと思った。そういう配慮がされている。

#### (兵頭委員)

東京書籍と光村図書は、余計な情報が少ないので、児童が考えるのに考えやすいと思う。市民のアンケートにもそのような意見が多かった。

## (宮川教育長職務代理者)

今回の「考え、議論する道徳」を行う仕掛けとして、どのような学習活動を行えばよいか、その考えるきっかけを冒頭に載せているのが日本文教出版と光文書院、光村図書。 東京書籍も1・2年生のものにはある。

#### (坂田教育長)

教材の最後にある発問の内容としては、教材の内容の価値を深く考えさせる発問や、 自分を振り返り見つめたり、自分だったらどうするかを考えたりする発問などから構成されている。具体的な構成は各発行者で特徴がある。

### (植松委員)

教育出版は、発問の構成がかなり細かく書かれている。教師は、この流れに沿って授業を行っていくことができると思うが、あまり発問が多いと「それをこなす」という授業になってしまったりしないか。もう少し教員が工夫する余地があってよいと思う。逆に、学校図書の「読みもの」には発問が書かれていないので、教師の工夫で授業を広げていける可能性を感じた。

## (坂田教育長)

このあたりで対象を絞りたいと思う。今のところ意見として出ているのが、東京書籍、 日本文教出版、光村図書、学校図書でしょうか。他の教科書はどうか。

## (宮川教育長職務代理者)

光文書院は、発問の内容が比較的「自分だったら」という発問が多い印象を受ける。 もう少し、教材の内容や価値を深めさせる質問がある教科書の方がよいのではないか。

## (兵頭委員)

廣済堂あかつきは、ノートの構成にとても特徴がある。ノートは教材文ごとではなく、 内容項目ごとに整理されているので、どこに書かせるのか分かりづらい。授業では使いづらいと感じる教員も多いのではないか。学研は大きいというのもあるが、他の教科書よりも教科書の中に書き込みをする場所が多くある。児童が自ら問いをもつというより、教科書の流れに従わざるを得ないのではと思う。

### (粕谷委員)

学研は、その書き込みの欄の大きさがどの学年も同じで、低学年では書くことができるのかなと思う。

#### (坂田教育長)

このあたりで東京書籍、日本文教出版、光村図書、学校図書の4者について議論を 深めたいと思うが、よろしいか。

#### (全員異議なし)

#### (坂田教育長)

それでは、この4者について御意見を伺う。

## (宮川教育長職務代理者)

光村図書だけ、大きさが低学年でも手に取りやすいB5 版である。しかし、教科書を読むと、構成が国語の教科書に似ているような印象を受ける。

## (兵頭委員)

光村図書は唯一B5 版で手に取りやすいが、文字の大きさが低学年にとって小さすぎるような気がする。

## (坂田教育長)

この 4 者の中でノートが付いているのは日本文教出版だけである。毎時間、その時間しつかり考えたかどうか、振り返りを書く欄もある。

## (宮川教育長職務代理者)

光村図書は各学期に学んだことの振り返りを記述するページがある。ただ、低学年だと書くことができるのか、という疑問がある。東京書籍は低学年だと学習したところに色を塗るようになっている。

## (粕谷委員)

日本文教出版と学校図書は別冊の道徳ノートにそれを記録していくようになっている。ただ、日本文教出版が教材と同じ順番でノートが構成されているが、学校図書の「活動」については内容項目ごとに整理されていて、「読みもの」と順番が異なるので、使いにくいのではないか。

#### (坂田教育長)

ノートの有無については先ほども意見が出たが、それ以外はどうか。

## (兵頭委員)

東京書籍は教材の構成がすっきりしていて、教師の自由度が高いと思う。日本文教 出版は教材の導入が丁寧すぎるなど、説明が多い印象を受ける。2 者ともオリエンテーションのページでは、道徳の学び方「気づく・考える・見つめる・生かす」と分かりやすく明確に示しているところはよいと思う。

### (植松委員)

光村図書もすっきりしていて、文章が読みやすいのはよいが、国語と同じように文章 の読み取りのような授業になってしまうということはないか。他もそうだが、やはり発問の 構成がしつかりしているほうがよいと思う。

## (坂田教育長)

道徳は文章そのものが教材ではないので、子供たちは自由に考え、教師の予想を 超える発言をする場合もある。若手の教員が多い本市においては、日本文教出版の ような構成は、教員にとって指導しやすいと考えることもできる。

### (宮川教育長職務代理者)

佐藤委員長の説明にもあったが、「考え、議論する」ために「話し合う」「演じる」「書く」 活動は、どれも道徳的価値を深めるための手だてであり、このことによって子供たちに 内容について深く考えさせ、自分を振り返り、これからの実践につなげさせていくこと が重要ではないか。授業が国語の読み取りのようになってしまってはよろしくない。そ のための仕掛けのある教科書が、本市には必要だと思う。

## (坂田教育長)

議論が東京書籍と日本文教出版の二者に絞られてきているので、この 2 者について更に議論を詰めて、教科書の採択を行っていく方向でよろしいか。

## (全員異議なし)

#### (植松委員)

東京書籍の方が、教師が教えやすいし、児童が教わりやすいと思う。

#### (粕谷委員)

東京書籍の方が、より児童が考えるための教材になりえると思う。

#### (兵頭委員)

東京書籍の方がすっきりしていて、教師の自由度が高く、指導と工夫がしやすいと 思う。

#### (坂田教育長)

日本文教出版は、一学年の冒頭で命を取り扱っている。本市では、命の教育が最重要課題である。また、ノートが付いていることは、学びの蓄積の上では非常に大きい。

(委員の挙手にて、採択を行う。東京書籍に 4 名が挙手、日本文教出版に 1 名が挙手)

## (坂田教育長)

それでは、この結果により、平成 30 年度から市立小学校で使用する道徳の教科書 として、東京書籍の教科書を採択することとする。

#### (休憩)

### (11時 25分再開)

日程第 3 議案第 16 号 清瀬市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

## (坂田教育長)

日程第6「議案第16号 平成30年度使用清瀬市立小・中学校特別支援学級教科 用図書の採択について」を議題とします。

提案理由について、石川教育部長、説明をお願いします。

## (石川教育部長)

日程第6「議案第16号 平成30年度使用清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条及び学校教育法附則第九条並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条第一項第六号の規定に基づき採択していただく必要があるため提出するものです。

なお、清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱にある通り、特別支援 学級で使用する教科書について、現在採択している小・中学校教科書の他、必要の ある場合は、学校教育法附則第9条に規定された図書、いわゆる一般図書を採択す ることができることに御留意をいただきながら、ご審議の程よろしくお願いします。

#### (坂田教育長)

次に教育部参事から、基本的な考え方、経過について説明をお願いします。

#### (長井教育部参事)

特別支援学級で使用する教科用図書については、一人一人の児童・生徒の障害 種別や障害特性に最もふさわしい教科用図書を毎年採択しています。

調査研究は、「清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱」に基づき

### 実施しました。

経過については、特別支援学級使用教科用図書調査委員会の第1回を平成29年5月31日に開催し、調査委員会委員長に富永大優清瀬第七小学校校長を選出しました。調査委員は保護者代表、知的障害特別支援学級調査部会長、自閉症・情緒障害特別支援学級調査部会長、教育委員会事務局としました。

なお、保護者代表は特別支援学級在籍児童・生徒の保護者から、知的障害特別支援学級調査部会長は知的障害特別支援学級を置く清瀬市立小中学校長から、自閉症・情緒障害特別支援学級調査部会長は自閉症・情緒障害特別支援学級を置く清瀬市立小中学校長から、教育委員会事務局代表は指導課からとなっています。

本調査委員会で日程を決定し、特別支援学級設置校長が校内にて障害種別ごとに学級担任を召集し、教科用図書研究会を 5 月 31 日から 6 月 16 日までの間、開催して調査研究を行いました。同校長が調査研究結果の取りまとめを行い、各調査部会長へ資料提供を行いました。

次に各調査部会長は、教科用図書研究会の調査研究結果を踏まえ、6月20日から6月27日までに調査部会を開催し、さらに調査研究を行いました。各調査部会長は調査研究結果を調査委員長へ資料提供しました。

この資料提供を受けて、調査委員長は教科用図書調査委員会第2回を7月12日に開催し、各調査部会での調査研究結果を踏まえ、障害種別ごとに調査研究を行いました。お手元にある資料は、これまでの調査研究してきたものを報告書にまとめたものです。

以上、特別支援学級に在籍する子供にとってふさわしい教科用図書を御採択いただきますようお願いします。

調査報告書の内容については、調査委員会の富永委員長から説明行います。

#### (坂田教育長)

それでは、小・中学校特別支援学級教科用図書に関わる調査報告書について、富 永委員長から報告いただきます。

#### (富永委員長)

平成30年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書についての調査の概要を説明いたします。

お手元の、特別支援学級を設置する各学校各学級の平成 30 年度使用特別支援 学級用教科用図書調査研究報告書を御覧ください。

特別支援学級で採択する教科用図書は以下の3種類となります。

1つは、通常の学級で採択した教科用図書です。小学校は平成26年度、中学校は平成27年度、小学校道徳は先ほど採択されたものです。

2 つは、学校教育法附則第9条による教科書で、東京都教育委員会が作成した平成30から31年度使用特別支援教育教科書調査研究資料によるものです。例えば報告書の清瀬小学校障害種別知的障害特別支援学級で国語2年生では、国語112と示されていています。このように【】で教科名と数字が付されているものは、同資料に基づき調査研究されています。同資料は、東京都教育委員会が、特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒の障害の実態や状況の推移を考慮し、各教科の主たる教材として有効かつ適切な一般図書の採択が行われるよう作成しています。

3 つは、それ以外の一般図書です。特別支援学級に在籍する児童・生徒の特性は皆違います。また、全ての一般図書が東京都教育委員会の作成した同資料に網羅されているわけではありません。従って、児童・生徒の特性を鑑みて、同資料で対応しきれていない場合は、同資料に掲載されていない一般図書を調査研究する必要があります。報告書で【】で教科名と数字が記載されていない箇所、例えば清瀬小学校障害種別知的障害特別支援学級で国語 5 年生がそうです。

報告書の見方について補足します。報告書の清瀬小学校障害種別知的障害特別支援学級 6 年生は、全斜線になっていますが、これは現段階では在籍予定がないという意味です。社会で1・2 年生が全斜線になっているのは、社会の教科はもともと取り扱うことがないという意味です。また、検定済教科書の使用がふさわしいと考える場合は、その理由欄が斜線となります。例えば、清瀬小学校障害種別知的障害特別支援学級国語 1 年生がそうなっています。検定済教科書はすでに採択いただいています教科書会社発行の教科書を使うことになります。

それでは、清瀬小学校から説明いたします。

知的障害特別支援学級で使用する教科用図書についてです。国語・書写及び算数は、1 年生では検定済教科書を使用して、特性を見極めることとしました。2 年生以上では児童の特性に鑑み、一般図書の調査・研究を行いました。特に国語や算数への関心意欲が高まるよう、体験的な活動を通して学べる内容が重視されているものを中心に調査研究を行いました。社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育、道徳は、児童の特性から検定済教科書が妥当であると考え、一般図書の調査研究は行いませんでした。

自閉症・情緒障害特別支援学級で使用する教科用図書については、児童の実態 を踏まえ、全て検定済教科書について調査研究を行いました。

次に、清瀬第七小学校について説明いたします。

知的障害特別支援学級で使用する教科用図書についてです。国語・書写及び算数は、児童の特性から検定済教科書又は一般図書を調査・研究を行いました。具体的には国語は、1年生と2年生及び5年生の一部において検定済教科書がふさわしいと考えますが、2年生と5年生の一部と3・4・6年生では、その特性から、検定済教科書でなく一般図書が妥当であると考えます。一般図書は、児童の特性を踏まえた学び

やすさや、学習指導要領が定める国語の内容である「話す・聞くこと」「書くこと」「読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」のバランスがとれているかどうかといった観点を中心に調査研究を行いました。2年生と5年生が検定済教科書と一般図書が混在しているのは、同一の学年であっても児童の特性の違いがあることによります。社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育は、児童の状況から検定済教科書が妥当であると考え、一般図書の調査研究は行いませんでした。道徳は、5年生が検定済教科用図書と一般図書が混在しているのは、同一の学年であっても児童の特性の違いがあることによります。5年生の一部と1・2・3・4・6年生では、一般図書の調査・研究を行いました。

自閉症・情緒障害特別支援学級で使用する教科用図書については、児童の実態 を踏まえ、全て検定済教科用図書について調査研究を行いました。

最後に清瀬中学校について説明いたします。

知的障害特別支援学級で使用する教科用図書についてです。生徒の特性を踏まえると、社会(地理、歴史)、理科、技術分野、家庭分野、美術は検定済教科書が妥当であると考えられるので、一般図書の調査研究は行いませんでした。同様に、音楽の2・3年生も、検定済教科書の使用が妥当であると考えられるので、一般図書の調査研究は行いませんでした。国語、書写、社会(公民)、数学、外国語、保健体育の全学年、音楽の1年生については、生徒の特性を踏まえ、一般図書の調査研究を行いました。特に、小学校との連続性と学習内容の定着性、そして生活に密着した学習内容と図解説明が豊富な一般図書について重点を置き、調査研究を行いました。

自閉症・情緒障害特別支援学級で使用する教科用図書についてです。生徒の特性を踏まえると、国語、書写、社会(地理、歴史、公民)、理科、技術分野、家庭分野、美術は検定済教科書が妥当であると考えられるので、一般図書の調査研究は行いませんでした。数学 1・2・3 年生、音楽(一般)1 年生、外国語、保健体育では、生徒の特性を踏まえ、一般図書の調査研究を行いました。

自閉症・情緒障害特別支援学級は、本来、知的な遅れがある生徒ではなく、情緒面や発達の課題がある生徒の学級であり、原則、検定済教科書の使用が考えられるが、現在在籍する生徒については、情緒面や発達の課題だけでなく、これまでの学習の積み重ねが十分でなかったり、苦手教科への拒否感があったりしていることから、生徒が学びやすいように一般図書の調査研究を行いました。調査研究の視点としては、生活場面や会話を重視した内容、集中しやすい図説、小学校までの復習が再度確実にできるといった部分を重視して行いました。

以上、平成30年度小・中学校特別支援学級教科用図書の調査報告を終わります。

#### (坂田教育長)

質問をお受けします。

## (宮川教育長職務代理者)

学校教育法附則第 9 条に掲げられる一般図書については、十分な調査研究が行われていると考えてよいか。

### (富永委員長)

学校教育法附則第9条に掲げられている一般図書については、先にも述べたように東京都が委嘱をした調査員が内容、全体の構成や各項目の配列、表記や表現、製本の仕方や耐久性、その他の観点から詳細に調査研究を行っており、その内容は「特別支援教育教科書調査研究資料」として、各設置校に配布されています。従って、これらに関する調査研究が不十分であるとは考えていません。

また、同資料に載っていない観点については、学校設置の教科用図書研究会、本調査部会及び調査委員会が十分に研究、それに基づいた協議を行っているので妥当であると考えています。

## (兵頭委員)

中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級において、知的障害特別支援学級で使用されるような教科用図書についての研究がされていたと思うが、高等学校への進学を考えた時、これらの学級で学習した生徒が不利になる、進学の道が閉ざされてしまうということはないか。

## (富永委員長)

現在清瀬中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する生徒については、情緒面の課題から授業への参加が難しい状況があります。学習が段階的に積み重なっていない生徒や苦手教科に対しての拒否感が大きく、その授業があるだけで登校をしぶったり、教室に入ることを拒否したりする生徒が在籍しています。その生徒たちへの対応を考えると、一人一人が安心して取り組める内容が重要であり、一人一人の生徒に対する適切な学びを考えると、今回の調査研究は適切なものであったと考えています。

#### (坂田教育長)

小・中学校特別支援学級教科用図書に関わる調査報告についての質疑は以上を もって終了とします。富永委員長、ありがとうございました。

#### (富永委員長退席)

## (坂田教育長)

それでは、特別支援学級の教科用図書の審議を行います。御見解·意見を伺います。

## (粕谷委員)

調査報告書を見ると、特別支援学級においては、毎年の児童・生徒の実態を適切に把握し、それに応じた教科用図書の採択をしなければならないことを改めて知ることができた。

## (植松委員)

各特別支援学級においては、児童・生徒の実態に応じ、本年度も配当学年の検定 済教科書、学校教育法附則第9条に掲げられる一般図書、文部科学省の著作教科書、 その他の一般図書と幅広く研究をしていることが分かった。その上で、調査委員会から 出された資料に載っている一般図書については、子供たちの実態からよく検討されて いると思う。

## (坂田教育長)

それでは、特別支援学級教科用図書に関する御意見は、以上をもって終了とします。

これまでの御意見を聞くと、特別支援学級教科用図書の採択については、調査委員会から提出された報告書の通りとすることが適当であろうと考えます。

皆様いかがでしょうか。御意見を伺いたく思います。

#### (宮川教育長職務代理者)

一人一人の児童・生徒の発達に応じた対応がなされていると思うので、今回の採択 案に賛成する。

## (坂田教育長)

それでは意見を終結して、採択に入りたいと思いますが、よろしいですか。

#### (全員異議なし)

## (坂田教育長)

では、特別支援学級教科用図書については、調査委員会報告書のとおり採択をする、ということに異議はありませんか。

## (全員異議なし)

## (坂田教育長)

異議なしと認め、議案第 16 号 平成 30 年度清瀬市立小・中学校特別支援学級教 科用図書については全員異議なく採択と決します。

## 日程第4 教育長報告

(資料の配布のみ)

## 日程第5 教育委員報告

(報告なし)

日程第6 議案第17号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

### (粕谷教育総務課長)

議案第17号「清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価」につきまして、提案理由を御説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱に基づき、事務事業における管理・執行状況に対する評価を行うために、毎年度教育に関して学識経験を有する方の知見をいただき、報告書を作成して議会に提出するとともに、公表するものとしていることから、本議案として提出するものでございます。

報告書の作成にあたり、6月に開催した第7回定例会にお諮りし、評価の概要並びに対象となる重点事業について御意見をいただき、それらを踏まえて7月6日に評価をしていただく有識者のヒアリングを受けました。

本日はその評価の結果につきまして主に説明をさせていただきます。報告書 17 ページ、「第5 点検・評価に関する有識者からの意見について」を御覧ください。

武蔵野大学大学院 教育学研究科・同教育学部児童教育学科教授 庭野正和先生のご意見と、19・20 ページは、国立教育政策研究所 総括研究官 橋本昭彦先生のご意見をそれぞれ掲載してございます。

今回の評価の対象とした事業につきまして、あらためて申し上げますと、平成 28 年度が第1次マスタープランの最終年度であることや、今年度から始まった第 2 次マスタープランの来年度からの執行管理につなげていくために、評価方法及び様式を変更しました。

具体的には、5つの柱に紐づく合計 42 の事業の中から、柱ごとに2つの重点事業を 事務局内で協議のうえ抽出しました。その内訳につきましては 6 ページに掲載してご ざいます。7 ページ以降はそれらの「取組状況」「成果・効果」を踏まえた達成度を4段階の評価によって明確にし、また、その根拠となる数値等を「施策の実績」として一つのシートに取りまとめております。

それでは、評価の内容につきまして御説明申し上げます。

7ページ・8ページを御覧ください。まず、柱の一つ目、「地域と共に子どもを育む清瀬」につきましては、企画部企画課の「地域とのつながりを作るコミュニティはぐくみ円卓会議」と、児童センターの「青少年の健全育成としての子どもの居場所づくり」の2つの事業についてでございます。

こちらにつきまして庭野先生からは、「地域の課題を解決するために小学校区という最小単位で円卓会議を実施したことは優れた施策である。とした一方で、未開催地域やコーディネートする人材の発掘、育成が求められる。また、子どもの居場所づくりでは、児童館の中高生のタイムの一層の周知を図り、青少年を救う努力に期待する」との御意見をいただきました。

橋本先生からは、「地域における子育てに関する全市的な取り組みの観点から、達成度に量的な課題はないか、また、各施策の実績値は本来望まれる達成量に対して十分な成果を挙げているのかを検証するために、データの取り方や使い方を考えてほしい」との御指摘をいただいております。

次に9ページ・10ページ、柱の2つ目、「基本的な生活習慣を育む清瀬」につきましては、指導課の「青少年の体験活動の推進」と、教育総務課の「小・中学校における食育の推進」の2つの重点事業について、庭野先生からは、「青少年の体験活動は、児童生徒の自主性や社会性・協調性を養う効果はあるものの、その変容が家庭や学校において発揮されなければならない。そのために児童生徒の人間性がどのように高められたのか、観察やアンケートによって具体的に把握して効果測定データを示すことが大切である」との御意見をいただきました。また食育についても、取り組みの効果はデータで実証されているが、家庭への普及を目指して取り組むことが求められる」とのご意見をいただきました。一方で橋本先生からは、実績の説明が多くて成果のほどが分かりにくいといった御指摘をいただいております。

次に11ページ・12ページ、3つ目の柱、「美しい緑・自然と文化を誇る清瀬」につきましては、「郷土学習の推進」と「市民文化の意識向上」と、2点とも郷土博物館が主担当となる事業でございます。これらについて、庭野先生からは、「先人を講師に迎えて行う事業は地元住民にとって魅力であり、そこで身に付けた認識の深まりは郷土への誇りとして心に深く刻まれ、行動化が期待できる」との御意見でございます。橋本先生からは、「事業の目的や投入努力は明確で、質疑の際にも来館者以外に滞在時間やアンケートの実施状況など成果を表すデータが示されたが、それと比べて成果がやや抽象的な表現である」との御指摘をいただいております。

事業に対してお二人からは「今後は事業の狙いや施策の目標の達成が読み取れる

ようなアンケートの設計・分析への期待と、そこから得た市民ニーズを企画に反映し、 事業の熟成を図っていくことが大切である」との御意見をいただきました。

次に13ページ・14ページ、4つ目の柱、「学校が自信を持ち信頼される清瀬」につきましては、「学力向上アクションプラン」と「清瀬教師塾」の、指導課が主担当となる2つの事業でございます。橋本先生からは、「内容が実績の説明に偏っており、これは各学校での教育目標が具体的な達成目標の表現を欠いている結果であるかも知れない。学校における経営計画が、後の評価を想定した作り方になっているか点検する価値がある」と指摘された一方で、学力アクションプランの放課後補習教室の実績として表した習熟度上昇率や、清瀬教師塾の成果として掲げた教員研修の受講者満足度については成果指標として「良い」との評価をいただいております。庭野先生からは学力アクションプランに関して、地道な取り組みが必要とされる一方で、予算の増減による影響を受けないようにするためにも、児童生徒の学力向上のためにじっくり研究する部署があっても良いのではないかという御意見をいただいております。

最後 15 ページ・16 ページ、5 本目の柱は、「生涯学び社会に貢献する清瀬」でございます。こちらは「清瀬市民アカデミー」と「学校支援の推進」の2つの重点事業でございます。まず生涯学習スポーツ課が所管する清瀬市民アカデミーでございますが、庭野先生からは「シニア世代の人口の高まりに伴うニーズに応えられるよう、企画の内容のほか、講座の受講生の中からリーダーを育てていくことが大切」との御意見をいただきました。橋本先生からは、「俳句大会の投句が増えていることについては立派な成果であり、学校教育との連携も考える余地が大きいジャンルではないか」という評価をいただいております。

図書館が所管する学校支援の推進に関しては、庭野先生からは「市民図書館と学校図書館の連携の重要性に鑑みて、効果が挙がるような研究をすることが肝要である」といった御意見と、橋本先生からは「図書館の企画や活動力の高さによって、学校との連携で児童生徒の望ましい変容の目標を設定して、年度ごとに段階を踏んで達成していくといった高次の学習的機能を開拓できる位置にある」との評価をいただきました。

以上が重点事業に対するお二人の評価でございます。個別の課題や指摘などもいくつかいただきましたが、全体的には、庭野先生からは、「事務事業は効果的に進められており、第2次マスタープランに基づく実行計画においても確実に成果を挙げることを期待する」という評価と、橋本先生からは「達成すべき目標を整理しつつ、望ましい成果をもとめるという施策や事業の進め方においてレベルを高めており、効果的にも進められている」という評価をいただきました。

以上、庭野正和先生と橋本昭彦先生からの知見を中心にご説明いたしました。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

## (全員異議なしで可決)

日程第7 議案第18号 第2次清瀬市教育総合計画検討委員会設置要綱の廃止について

## (粕谷教育総務課長)

本件は昨年度策定した「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」の検討を行うために設置した委員会につきまして、昨年10月に設置要綱第2条に規程する検討結果の報告を教育長に対して行い、その目的を達したことから、要綱第6条の規程により設置期間を終了し、併せて本要綱を廃止するものでございます。なお廃止は公布日とさせていただきます。

## (全員異議なしで可決)

## 日程第8 その他 今後の日程について

(粕谷教育総務課長)

- ○8月19日(土)第16回清瀬市小・中学生水泳記録会(下宿市民プール)午前9時~正午
- 〇8月19日(土)~9月3日(日)清瀬ひまわりフェスティバル(下清戸三丁目地区農地) 午前9時~午後4時
- ○8月21日(月)東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会第1回理事研修会(東京自治会館)午後2時30分から
- ○9月9日(土)清瀬中学校70周年記念式典
- ○9月15日(金)教育委員会定例会(中清戸地域市民センター第2会議室) 午前9時30分から

# 閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後 12 時 00 分 平成 29 年 8 月 18 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 粕谷 衛